

(仮称)掛川市犯罪被害者等支援条例策定に対する 意見公募手続実施要領

1 募集の趣旨

意見公募手続とは、市の重要な計画や条例などを策定するときに、案の段階で公表し、その案に対する意見等を一定のルールに基づいて募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する考え方も併せて公表していく一連の手続きのことです。

掛川市は、平成 25 年 4 月に施行された掛川市自治基本条例に基づき「掛川市意見公募手続等実施要綱」を制定し、市の重要な施策の策定にあたっては市民からの意見を聴取することとしています。

この手続きに則り、(仮称)掛川市犯罪被害者等支援条例策定にあたり、その検討方針を事前に明らかにするとともに、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、以下の方法により意見の公募を実施します。

2 意見公募手続の対象

(仮称)掛川市犯罪被害者等支援条例

3 閲覧方法

- (1) 掛川市ホームページ(くらし・行政情報>市政情報>意見公募(パブリックコメント)>からダウンロード
- (2) 文書閲覧
 - ・市役所本庁 1階 危機管理課、4階テラス 情報公開コーナー
 - ・市役所支所 大東支所 2階 地域支援係、大須賀支所 1階 地域支援係
 - ・図書館 中央図書館、大東図書館、大須賀図書館

4 意見の募集期間

令和3年10月22日(金)から令和3年11月24日(水)正午必着

5 意見の提出方法

- (1) 郵送
〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市役所危機管理部危機管理課あて

(2) 持参

掛川市役所 本庁 1 階 危機管理課

大東支所 2 階 地域支援係、大須賀支所 1 階 地域支援係

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

(3) ファクシミリ

F A X 番号 0537-21-1168

(4) 電子メール

E-mail kotu-bosai@city.kakegawa.shizuoka.jp

6 意見書書式

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、（仮称）掛川市犯罪被害者等支援条例に関する意見と書いて、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

7 意見の取り扱い

- ・ご意見に対して個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・いただいたご意見の概要や意見に対する市の考え方などは、個人情報を除いて、市ホームページで公表する予定です。
- ・募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、意見公募手続（パブリックコメント）の意見として取り扱いません。

8 問合せ先

掛川市役所 危機管理部危機管理課

電話 0537-21-1131